

特別養護老人ホーム聖愛園（ユニット型）、特別養護老人ホーム聖愛園（従来型）
及び特別養護老人ホーム聖愛園につかわ利用に関する要項

（目的）

第1条 この要項は、「岩手県指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所に関する指針」（以下「指針」という。）に基づき、特別養護老人ホーム聖愛園（ユニット型）、特別養護老人ホーム聖愛園（従来型）及び特別養護老人ホーム聖愛園につかわ（以下「施設」という。）の利用に関する基準を明示することにより、利用決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、利用の必要性の高い者が円滑に利用できることを目的とする。

（利用対象者）

第2条 利用の対象となる者は、介護保険法に定める介護保険認定審査会において原則要介護3、要介護4及び要介護5と認定された者のうち、常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者とする。ただし、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は要介護2の者の特例的な施設への入所（以下、「特例入所」という。）が認められる者とする。

（利用の必要性を判断する基準）

第3条 施設は、指針に基づき、次にあげる判断基準及び考慮事項により利用の必要性を総合的に判断する。

（1）利用の判断基準

利用の判断基準は、次の項目について入所調査票（様式2）により、点数化して判定する。

- ① 要介護度
- ② 介護者の状況
- ③ 指定介護サービスの利用状況
- ④ 認知症の状況
- ⑤ 知的障害・精神障害の状況
- ⑥ 住居環境
- ⑦ 病院、介護保険施設等への入院（入所）状況

（2）考慮事項

施設の経営方針、職員体制、建物の構造、地域の実情等を踏まえ、次の事項に制約があるときや利用者数の上限を定める必要があるときは考慮できるものとする。

①特別養護老人ホーム聖愛園（ユニット型）

ア 居室や建物ユニット区分における男女別利用者数の制約はなし。

・施設は、全室個室（60室）、10人の1ユニットで6ユニットを構成。

イ 医療的処置を要する利用者数の上限

・経管栄養 6名（定員60名中）

ただし、利用後経管栄養とならざるを得ないときは、この限りではない。

ウ 出身市町村別利用者数の定数又は上限

・施設においては特別制限しない。

エ 施設敷地内は全面禁煙。

オ 生活保護受給者は受け入れしない。ただし利用開始後に生活保護受給者とならざるを得ないときは、この限りではない。

② 特別養護老人ホーム聖愛園（従来型）

ア 居室や建物ユニット区分における男女別利用者数の制約

・施設は、4人部屋（5室）及び2人部屋（1室）は、男女別の利用としている。
ただし、2人部屋は、夫婦又は特別な場合に限り男女での利用を認めている。個室（8室）については、男女の制限なく利用できるものとする。

イ 医療的処置を要する利用者数の上限

・経管栄養 4名 （定員 30 名中）

ただし、利用後経管栄養とならざるを得ないときは、この限りではない。

ウ 出身市町村別利用者数の定数又は上限

・施設においては特別制限しない。

エ 施設敷地内は全面禁煙。

③ 特別養護老人ホーム聖愛園につかわ

ア 居室や建物ユニット区分における男女別利用者数の制約はなし。

・施設は、全室個室（29室）、9～10人の1ユニットで3ユニットを構成。

イ 医療的処置を要する利用者数の上限

・経管栄養 2名 （定員 29 名中）

ただし、利用後経管栄養とならざるを得ないときは、この限りでない。

ウ 出身市町村別利用者数の定数又は上限

・奥州市居住の者のみ。

エ 施設敷地内は全面禁煙。

オ 生活保護受給者は受け入れしない。ただし利用開始後に生活保護受給者とならざるを得ないときは、この限りではない。

（利用申込み）

第4条 施設の利用申し込みは、次のとおりとする。

- (1) 利用申込みは、利用申込者又はその家族等が、申込書（様式1）により、施設に直接申し込むものとするが、「特別養護老人ホーム聖愛園（ユニット型）、特別養護老人ホーム聖愛園（従来型）及び特別養護老人ホーム聖愛園につかわ利用に関する要項」に同意を得た場合に受理することとする。

常時医療行為を要する者については、申し込み時に確認をする。必要な医療行為によっては申し込みを受け付けない場合がある。ただし、利用後の処置が必要となった場合にはこの限りではない。

- (2) 特例入所を申込み場合、保険者（奥州市）に対して報告を行うとともに、当該利用申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するにあたって適宜その意見を求めることとする。
また、特例入所申込み者に対して、担当居宅の介護支援専門員に情報提供を求め、自宅への訪問調査を行う場合がある。
- (3) 特例入所を申込み際は、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報を入所申込書（様式 1）に記入することとする。
また、その理由が以下のやむを得ない事由に該当するか（考慮する事にあたるかどうか）を判断する。
- ① 認知症であるものであって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
 - ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
 - ③ 親等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
 - ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である理由により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

（待機者）

第5条 施設に利用を申し込んだとき、施設の利用定員のすべてが利用済みであるため、直ちに利用できない利用申込み者を待機者とする。

（利用申込者の状況把握等）

第6条 施設の利用申込者の状況把握並びに待機者名簿の整備は、次のとおりとする。

（1）施設の担当者は、利用申込者又は家族と面接し、入所調査票（様式2）により判定を行うとともに、判定結果及び入所順位の決定方法等を申込者に説明し、同票の「説明確認欄」に署名を受けるものとする。また、特例入所希望者に関しては必要に応じて保険者（奥州市）に意見を求め入所受付を行うか否かを判断する場合がある。

- （1）申込み時において、利用申込者に通院や入院治療、居宅介護サービス等が必要と判断した場合は、その理由を利用申込者又は家族に十分説明し、理解を得るとともに、病院や診療所、居宅介護支援事業所等を紹介するなどの措置を講じるものとする。
- （2）施設は、待機者の氏名、判定の実施日及び点数、優先又は一般待機者の分類等を期した待機者名簿を整備するものとする。
- （3）待機者の状況把握のため、年1回、待機者状況調査を実施し、正確な介護度及び現況の把握に努める。また、定期的に居宅介護支援事業所等に照会し状況把握を行い、待機者名簿を更新するよう努める。
- （4）待機者が他施設に入所したとき、死亡したとき、利用申込みを取り下げたとき及び判定の点数が変動したときは、随時待機者名簿を更新するものとする。
- （5）待機者の状態に変化があった際には、利用申込者または家族から施設に連絡をすることとする。

(入所検討委員会)

第7条 公平な入所順位の検討及びスムーズな利用援助ができるよう、入所検討委員会を置く。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから委員長が任命し、または充てる。

- (1) 介護保険事業に関し学識経験を有する者
- (2) 社会福祉法人聖愛育成会に勤める

園長、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、介護職員、栄養士、機能訓練指導員

3 委員長は、特別養護老人ホーム聖愛園（ユニット型）、特別養護老人ホーム聖愛園（従来型）または特別養護老人ホーム聖愛園（にっかわ）園長のうちいずれかをもって充てる。

4 入所検討委員会は、例月の開催とし委員長が招集する。ただし、必要に応じ臨時に委員長が招集することができる。

5 入所検討委員会は、①入退所状況報告 ②新規申込者報告 ③待機者状況報告（月末申し込み者数） ④待機順位の検討 ⑤その他の内容を合議することとし、会議録は2年間保存するとともに、県又は市町村から求められた場合には、これを提出するものとする

6 利用の決定

- (1) 利用は、委員会の合議に基づいて各施設の園長が決定する。
- (2) 合議は、利用の判定基準並びに考慮事項をふまえて調整した入所順位名簿に基づいて行うものとする。
- (3) 特例入所を決定するときは、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者（奥州市）に意見を求める場合がある。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、業務上知り得た利用申込者やその家族等に関する個人情報を第三者に漏洩しない。施設を退職したとき及び委員を退任したときも同様とする。

(説明責任)

第9条 施設は、利用申込者やその家族等から利用の決定、利用の判定等に関する説明を求められた場合に、受付担当者から適切に対応できるようにする。

(特別な事由による利用の決定)

第10条 次の場合には、委員長の判断において、利用を決定できるものとする。

- (1) 老人福祉法の規定に基づく措置入所の場合

市町村から老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置委託があったとき

- (2) 災害による緊急入所の場合

地震や台風等の災害により、緊急に在宅要介護者を受け入れる必要があるとき

- (3) 入院後に再入所する場合

病院等に入院した利用者であって、概ね3ヶ月以内に退院することが見込まれ、退院後に再び施設の利用が必要と認められるとき（要介護度3以上の者、特例入所に該当する者）

(利用辞退者の取扱い)

第11条 利用申込者の辞退については、次のように取扱う。

(1) 利用申込者が自己の都合（入院等やむを得ない場合は除く）により利用を辞退した場合は入所申込を取り下げとする。

(3) 利用申込みを一旦取り下げた場合であっても、再度入所申込みを妨げないものとする。

この規程は、平成 15 年 11 月 14 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 22 年 1 月 12 日全面改訂し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 23 年 4 月 11 日改訂し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

この要項は、平成 27 年 3 月 25 日全部改訂し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

この要項は、令和 2 年 6 月 1 日改訂し、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。

この要項は、令和 4 年 6 月 6 日に改訂し、令和 4 年 7 月 1 日から適用する。

この要項は、令和 5 年 5 月 9 日に改訂し、令和 5 年 6 月 1 日から適用する。